気づいて　学んで　つながろう

消費者ネットワークわかやま
四季だより　第57号

消費者相談や消費者被害に関する情報、これって消費者被害かな？という疑問などがありましたら、消費者ネットワークわかやままでお気軽にお問い合わせください。

〒640-8323　和歌山市太田3丁目10番10号
わかやま市民生協気付
TEL　073-474-1124　　FAX　073-474-8649
HP　https//www.cnw-wakayama.jp
発行：2026年秋　消費者ネットワークわかやま

消費者ネットワークわかやま公開学習会 in 紀の川市
あの手この手でだまされないで
―こんな手口に注意！寸劇で楽しく学ぼう―

日時:2026年9月13日(日)13:30～14:50
場所:打田生涯学習センター(紀の川市西大井363)
講師:劇団でんでん
　　(NPO消費者サポートネット和歌山)
　　岡　正人弁護士
参加人数:78人(会場参加のみ)
共催:紀の川市



昨年につづき紀の川市と共催し、開催しました。

今回は、打田町生涯学習センターが実施する公民館講座「いきいき交流教室」の登録者によびかけ50人以上が参加いただきました。

はじめに紀の川市農林商工部商工労働課の田中雅敏課長よりご挨拶いただきました。

その後、劇団「でんでん」による、「定期購入編(ネット通販とテレビショッピング)」をテーマにした寸劇を披露しました。岡弁護士より「通信販売は不意打ち性がないのでクーリング・オフの対象でないこと。別途「法定返品権」では、引き渡しを受けた日から起算して8日を経過するまでは売買契約の撤回または解除を行うことができるが、返品に係る費用は購入者の負担となり、販売者側が特約として「開封したものは返品不可」など記入があれば返品はできないこともあると説明がありました。

その後、劇団「でんでん」より、「迷惑メール編」をテーマに寸劇を披露しました。岡弁護士からは「心あたりのないメールには返信しないこと。添付されているアドレスをクリックするとID・パスワードやクレジットカード番号などの重要な個人情報を騙し取られることがあります。迷惑メール設定をするなどする方法もありますが、日々巧妙になってくるので、気になる時は一人で判断せず、周りの人に相談してください」と説明がありました。

最後に、元木世話人より閉会の挨拶を行ないました。

消費者ネットワークわかやま

「第 43 回生協まつり」クイズ実施、正解率２．５割

日時：2026 年 10 月 18 日（日）
会場：和歌山城/砂の丸広場



内容

(1)パネル展示

①消費者ネットワークわかやまの概要

(2)クイズ「かしこい消費者になろう！」

4 問のクイズに挑戦し、解答してくれた方に 1 つプレゼント（くらしの豆知識、188 ポストイット、オリジナルボールペンなど）

回答数:179、正解数38(正解率 21.2%)

今回、ブースの場所がステージを背にした場所のため、静かで説明しやすい場所となりました。昨年の実績１６６人を超えたため、13 時 30 分過ぎに出店を終了しました。晴天に恵まれ、たくさん方にクイズを終了の方にクイズに参加いただくことができました。

世話人が５名で対応し、１７９人の方にクイズに参加いただくことができました。またプレゼントも十分用意できました。

このほか、中央舞台で、消費者ネットワークわかやまの企画による「劇団でんでん」（消費者サポートネット和歌山）の寸劇で、身近に起こりうる消費者被害についてわかりやすく紹介しました。寸劇の事例についての解説は、岡世話人代表にお願いしました



★☆★ KC’sの活動報告 ★☆★

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人　消費者支援機構関西（KC’s）

旧株式会社ジェイコムウエスト（現 JCOM マーケティング株式会社）への要請活動が終了

当団体は同社との間で、２００８年１１月からと２０１７年８月からの二度にわたって同社の勧誘の問題点について要請を行ってきました。その都度、同社は改善を表明してきましたが、点検と称して販売・勧誘目的を示さずに消費者宅を訪問し勧誘を行っている、契約内容を十分に把握できない高齢者に対し不必要なサービスの勧誘を行っているなど、勧誘行為について問題があるとの複数の情報提供が当団体に寄せられました。そのことを受け、当団体は同社に対し、要請活動を再開いたしました。

当団体は同社に対し、同社の営業行為において、当然守られるべき法の消費者保護のガイドライン等が十分に遵守されていないのではないか、との懸念が払拭できないとの判断に至り、以下の３点を求める要請書を２０２５年１１月４日、同社に送付しました。

①消費者から法に定められた消費者保護規定及び「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」に抵触する事実の申告がなされた場合、貴社において当該申告事実の存在を客観的資料から否定できない限り、消費者からの解約申し入れに速やかに応じること。

②貴社が独自に制度設計した高齢者を対象とした契約において、第三者介在型の契約意思確認手続に関し、同手続きが適切に履践された事実が客観的資料から明らかとならない場合、消費者からの解約申し入れに速やかに応じること。

③上記①及び②の解約において、消費者に約款に定める利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金、工事に関する費用及び解約料等の経済的負担を求めないこと。

２０２６年４月１７日、同社と主に上記要請についての対応を求め、面談協議を行いました。その結果、同社から「ＪＣＯＭマーケティング株式会社　関西総支社長」名義で要請に応じる旨の回答を受領しました。当団体は、同社の電気通信事業法の消費者保護のガイドライン等を遵守する姿勢に鑑み、同社への要請活動を２０２６年６月をもって終了することとしました。

詳しくは当団体ウェブサイト（https://www.kc-s.or.jp/archives/10008729）をご確認ください。

◇ＫＣ’ｓは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって、事業者に対して改善を求め、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体 27 団体(その内、特定適格消費者団体 4 団体)が活動しています。

公開学習会の予告

消費者ネットワークわかやま啓発講座 in 和歌山市

「悪質商法」、手口を知って被害を防ごう!―最新の消費者被害の状況についてー

日程：2026 年 11 月 14 日（土）13:30～15:00

会場：わかやま市民生協本部　Ｅ＊ＫＡＯホール（和歌山市太田三丁目 10 番 10 号）

講師：和歌山県消費生活センター　消費生活相談員

※詳細については消費者ネットワークわかやまホームページにてご案内

～消費者ネットワークわかやまに加入しましょう～　　新規会員募集中！

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない地域社会づくりに向けて、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。会員にご加入頂いた方には、会報（四季だより）、ホットな消費者見守りニュース（消費者被害防止の啓発チラシ）をお届けしています。私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。ご賛同いただき、新規会員の手続きを是非宜しくお願い致します。また既に会員に加入されている方は職場や友人の方にお声かけ下さい。

消費者ネットワークわかやま加入申込書(新規・継続)　　申込日：　　年　　月　　日

団体名または個人名

☎：　　メール

年会費　　口　　円（個人 1 口 500 円・団体 1 口 1000 円、1 口以上でお願いします。）

金融機関・支店名：　ゆうちょ銀行　太田郵便局

口座内容　振替口座　口座番号　００９６０－９－１９５０２６

口座名義人　消費者ネットワークわかやま　代表世話人　岡　正人

※銀行から上記口座にお振込の場合　店番　〇九九　預金種別　当座　口座番号　０１９５０２６

お問い合わせ
消費者ネットワークわかやま　事務局
TEL：073-474-1124
https://www.cnw-wakayama.jp

困ったときには消費者ホットライン「188（いやや）」